介護職員等処遇改善加算の注意点について



さいたま市福祉局長寿応援部介護保険課

介護職員等処遇改善加算について

令和6年度介護報酬改定により、令和6年6月に3加算あったものが一本化されました。令和6年度中は経過措置により、旧3加算からの移行区分として加算 $I \sim V$ の加算区分がありましたが、令和7年度から加算区分V が廃止され、加算 $I \sim IV$ の4区分となりました。

それぞれ月額賃金改善要件、キャリアパス要件、職場環境用要件等を満たすことで加算を取得することができます。

表2-1 加算 I ~ IVの算定要件(賃金改善以外の要件)

改善 月額賃金 ※冊で 冊で 口 へ	竞等要件
改善 以上)以上)以上)	上組 世 名組 名 日 名 日 名 日 名 日 名 日 名 日 名 日 名 日 名 日
介護職員等処遇改善加算 I ○ (○) ○ ○ ○ ○ 一 (0
介護職員等処遇改善加算Ⅱ ○ (○) ○ ○ ○ (0
介護職員等処遇改善加算Ⅲ ○ (○) ○ ○ ○ -	
介護職員等処遇改善加算IV ○ (○) ○	1 22

注 (○) は令和7年3月時点で処遇加算V(1)・(3)・(5)・(6)・(8)・(10)・(11)・(12)・(14)を算定していた事業所のみ満たす必要がある要件

月額賃金改善要件とは

①月額賃金改善要件 I

処遇改善加算IVの加算額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「基本給等」という。)の改善に充てること。また、事業所等が処遇改善加算 I からⅢまでのいずれかを算定する場合にあっては、仮に処遇改善加算IVを算定する場合に見込まれる加算額の2分の1以上を基本給等の改善に充てること。

②月額賃金改善要件 II (旧ベースアップ等加算相当の賃金改善)

旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる加算額の3分の2以上の基本給等の引上 げを新規に実施すること。

(令和6年5月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所が、令和8年3月31日までの間において、新規に処遇改善加算 I からIVまでのいずれかを算定する場合のみ)

キャリアパス要件とは

参考1 キャリアパス要件 I ~Ⅲの概要

キャリアパス要件 I (任用要件・賃金体系の整備等)

基準を満た	基準を満たしている又は遅くとも令和7年度中に(令和8年3月末まで)に次のイからハまでのすべての基準を満たす。					
1	介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。					
	イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。					
/\	イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。					

キャリアパス要件 II (研修の実施等)

	介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①・②のうち少なくともいずれかに関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機 を確保している。				
1	イの実現のための具	1	資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。		
	体的な取組内容	2	資格取得のための支援の実施		

キャリアパス要件Ⅲ (昇給の仕組みの整備等)

容 する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み	1	介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。				
具体的な仕組みの内容			1			
③ ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化			2	※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業		
		455	3	※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化さ		

職場環境等要件とは

表5 職場環境等要件

区分	内容
	①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
入職促進に向けた取 組	③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築(採用の実績でも可)
	①職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリ アアップに向けた支	⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に 対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対す るマネジメント研修の受講支援等
援	⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	⑦エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
	⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保 ◎スカインのはなった地域とはあった。
	③子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
両立支援・多様な働 き方の推進	⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標(例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得)を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている
	②有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている
	☆業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
腰痛を含む心身の健	④短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
康管理	⑤介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施
	適事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
	・
	⑧現場の課題の見える化 (課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等) を実施している
	⑭5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躾の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備を行っている
	⑩業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている
普及公劃人來現以	②介護ソフト(記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。)、情報端末(タブレット端末、スマートフォン端末等)の導入
善) のための取組	②介護ロボット(見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等)又はインカム等の職員間の連絡 調整の迅速化に資するICT機器(ビジネスチャットツール含む)の導入
	②業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務(食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等)がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。
	②各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施
	⑤ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
やりがい・働きがい の醸成	③地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
V 月 表 万 人	②利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	③ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

計画書の提出について

【加算取得の際の提出書類】

- 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- •介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書
- ※令和7年度の計画書の様式は、介護人材確保・職場環境改善等事業補助金計画書と一体の様式となりました。補助金については提出場所が異なります。

【提出期限】

加算適用月の前々月末日。

例:9月30日に届け出た場合、11月より加算適用。

- ※前年度と同じ加算区分を継続して算定する場合でも、加算に係る計画書を**毎年度提出する必要**があります(原則、2月末提出期限ですが、様式の変更等により提出期限がずれる場合があります)
- ※前年度と同じ加算区分を継続して算定する場合、届出書と体制等状況一覧表の提出は不要です。

計画書の変更について

計画内容に変更が生じた場合、「変更に係る届出書」を届出してください。

【提出書類】

- ・変更に係る届出書
- -介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書(以下の①~⑤の場合のみ)

【提出期限】

居宅系サービス:加算算定開始月の前月15日まで

施設系サービス:加算算定開始月の1日まで

【提出が必要な場合】

- ① 会社法の規定による吸収合併、新設合併等により、処遇改善計画書の作成単位が変更となる場合
- ② 複数の介護サービス事業所等について一括して申請を行う事業者において、当該申請に関係する介護サービス事業所等に増減(新規指定、廃止等の事由による。)があった場合
- ③ キャリアパス要件 I からⅢまでに関する適合状況に変更(算定する処 遇改善加算の区分に変更が生じる場合に限る。)があった場合
- ④ キャリアパス要件 V (介護福祉士等の配置要件)に関する適合状況に変 更があり、算定する処遇 改善加算の区分に変更が生じる場合や喀痰吸引を必要とする利用者の割合についての要件等を満たせ ないことにより、入居継続支援加算や日常生活継続支援加算を算定できない状況が常態化し、3 か月以上継続した場合
- ⑤ 算定する処遇改善加算の区分の変更を行う場合及び処遇改善加算を新規に算定する場合
- ⑥ 就業規則を改訂(介護職員の処遇に関する内容に限る。)した場合

実績報告書の提出について

【提出書類】

·介護職員等処遇改善加算 実績報告書

【提出期限】

翌年度の7月末日

ただし、年度の途中で事業所を廃止された場合や介護職員処遇改善加算等の算定を終了した場合は、最終の加算の支払いがあった翌々月の末日までに、実績報告書を提出する必要があります。

報告書の提出がない場合、加算の取り消しとなる場合がありますので、ご留意ください。

※介護職員処遇改善加算等の届出手続きについては、さいたま市HPに掲載しております。 「令和7年度介護職員等処遇改善加算について」

https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/018/011/p119485.html

介護職員処遇改善加算取得促進支援事業について

処遇改善加算取得を検討されている、もしくは、上位加算取得を目指している事業所向けに、加 算取得のための相談窓口の設置や研修会の開催を予定しております。 準備でき次第、ご案内します。

